

記者配布資料
令和2年4月24日
健康増進課

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る 宿泊療養について

県では、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養先について、これまで速やかな確保に向けて、最終調整を行ってきておりました。

つきましては、本日、ホテル、宿泊施設など3か所が確保できました。

新型コロナウイルス感染症の感染者については、感染症指定医療機関等に入院にすることになりますが、感染者の増加で入院医療の提供に支障を来すことがないように、軽症者等がホテル、宿泊施設などで宿泊療養する体制が整ったところであります。

なお、ホテル等の名称、場所については、風評被害防止の観点から非公表といたします。

【担当課】 健康増進課
課長 亀之園 明
電 話：099-286-2711(直通)